

令和2年6月5日

市場関係 各位

開設者 公益財団法人 加古川食肉公社  
理事長 中尾 徳弘  
(公印省略)

## 兵庫県加古川食肉地方卸売市場業務規程の改正に係る 意見募集について

### 1. 改正の趣旨

各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図るため、平成30年6月に卸売市場法（昭和46年法律第35号）が改正され、令和2年6月21日に施行されます。

今後も、兵庫県加古川食肉地方卸売市場が、食肉流通機構の合理的改善と広域的な食肉供給拠点としての役割を確保することで、安定的に食肉を供給するとともに、食生活の改善に関する知識の普及啓発を行ない、もって食肉産業の発展と一般消費者の利益の擁護及び増進を目的とする使命を果たしていくため、改正法の趣旨を踏まえ、業務規程の改正を行います。

主な改正点は別紙のとおりとなっております。

改正後の業務規程につきましては、加古川食肉公社管理棟玄関口及びセリ場入口の掲示板に設置しておりますのでご覧頂き、ご意見等お聞かせ願います。

### 2. 施行日(予定)

令和2年6月21日（改正法の施行日と同日）

### 3. 意見募集期間

令和2年6月5日(金)から6月15日(月)まで

### 4. ご意見の連絡先

☎ 675-0321

加古川市志方町志方町5 3 3

公益財団法人 加古川食肉公社

事務局 担当 田邊、永松

Tel : 079-453-0990

fax : 079-453-0990

(e-mail) : kakogawa-mc@bb.banban.jp